

## 東邦大学理学部乗用貨物自動車使用規程

第1条 東邦大学理学部教授会は、東邦大学理学部乗用貨物自動車使用規程を次のように定める。

(目的)

第2条 理学部における東邦大学理学部乗用貨物自動車（以下「本車両」という。）は、理学部の教育・研究のための資料・機材等の運搬に使用することを目的として備えるものである。ただし、理学部長が上記以外の目的で使用する必要があると認めた場合は、この限りではない。

(使用責任者および運転者)

第3条 本車両の使用申請を行い、使用に関する責任を負う者を「使用責任者」、実際に運転する者を「運転者」と呼ぶ。

2 使用責任者は、理学部専任教員および学事部職員に限るものとする。

3 運転者は、使用責任者および博士研究員のうち、理学部長が予め許可した者に限るものとする。ただしそれ以外の者にも理学部長が運転を認めることがある。

(乗用貨物自動車管理委員会)

第4条 本車両の管理、使用、事故防止計画等に関する重要事項を審議するとともに本車両の維持管理及び使用を適切に行なうために乗用貨物自動車管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

2 管理委員会は、次の者をもって組織する。

(1) 専任教員 各学科1名

(2) 学事部職員 1名

3 前項(1)の教員については、教授会の議を経て学部長が委嘱する。前項(2)の職員については、学事部長が指名する。

4 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

5 乗用貨物自動車管理委員会委員長（以下「委員長」という。）は、委員会において互選により決める。

(管理委員会の審議事項)

第5条 管理委員会は委員長が必要と認めたとき、又は2名以上の委員から要求があったとき委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし委員長に事故あるときは出席委員の互選によって1名が議長となる。

第6条 管理委員会は委員の3分の2以上が出席したときに成立するものとする。審議事項は出席委員の過半数を持って議決する。

第7条 管理委員会は、理学部における本車両の管理、使用、事故防止計画等の事項を審議するほか、本車両の維持・管理および適切に使用するために次の事項を審議する。

- ①本車両の管理に関する基本事項（本車両の維持整備、使用計画の調整等）
- ②本車両に関する予算及び決算
- ③本車両に関する諸規定の制定、改廃
- ④本車両の事故・違反
- ⑤その他、本車両に関する重要事項

（本車両の使用手続き）

第8条 本車両の使用手続きは、次に定めるところによる。

- 2 使用責任者は、使用の3日前までに所定の「車両使用許可願」に必要事項を記入し、学事部に提出する。
- 3 使用責任者は、車両使用許可書の交付を受けた後、本車両の鍵、車検証その他運転携行必需品を受け取る。
- 4 運転者は本車両使用前に仕業点検を行ない、使用中は交通法規を守り、安全運転に心掛けなければならない。また、使用後は速やかに借用した物品を返還するとともに、「車両使用報告書」を学事部に提出する。
- 5 使用許可を受けた者が使用を取消すとき、または「車両使用許可願」の記入事項を変更したいときは、遅滞なくその旨を学事部に届出なければならない。

第9条 本車両の使用に際しては、法規の定めるところに従うことは勿論、次の事項を遵守しなければならない。

- 2 車両は常に清潔を保つこと。
- 3 車両付属品部品等は大切に取り扱い、もし紛失・破損したときは使用責任者の負担において原状に復すること。

（事故・違反の報告）

第10条 本車両使用中に不慮の事故が発生した場合は、速やかにその状況を委員長に連絡し適切な処置を執らなければならない。事故・違反の報告は細則による。

第11条 本車両使用中の不慮の事故による乗車中の者、車両、対人、対物等の補償は、関係保険会社の判定範囲内で契約保険会社が行なうが、保険会社で補償できない事故、例えば法令に違反して発生した事故による乗車中の者、車両、対人、対物等の補償責任は、運転者

および使用責任者にあるものとする。また、「労働者災害補償保険法」の適用を受けられない場合の事故、例えば許可された車両の使用目的、運行経路等を大きくはずれて運転した結果生じた場合の事故についても運転者および使用責任者の責任とする。

(管理)

第12条 本車両使用に伴い消費した燃料は、使用責任者が原則として現物で補給するものとする。

第13条 本車両の保管場所は、構内所定の場所とする。

(細則)

第14条 この規程の実施にあたり、必要な事項は細則で定める。

2 前項の細則の制定改廃は管理委員会で行うこととする。

(この規程の改正)

第15条 この規程の改正は管理委員会の議を経て教授会の承認を必要とする。

附 則

1 この規程は、平成30年7月1日から施行する。

2 本規程の制定に伴い、「理学部乗用貨物自動車使用規定」を廃止する。